旭川医科大学病院輸血療法委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病院輸血療法委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院輸血療法委員会規程(平成18年旭医大達第43号)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

	<u> </u>
改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 臨床検査・輸血部長	(1) 臨床検査・輸血部長
(2) 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人	(2) 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人
(3) 手術部副部長	(3) 手術部副部長
(4) 救命救急センター副センター長のうちから 1人	(4) 救命救急センター副センター長のうちから 1人
(5) 診療科(精神科神経科,眼科,放射線科,救急科及びリハビリ	(5) 診療科 (精神科神経科, 眼科, 放射線科, 救急科及びリハビリ
テーション科を除く。内科及び外科にあっては領域。)の教員	テーション科を除く。内科及び外科にあっては領域。)の教員
各1人	各1人
(6) 臨床検査・輸血部輸血・細胞療法部門の技師のうちから 1人	(6) 臨床検査・輸血部輸血・細胞療法部門の技師のうちから 1人
(7) 副薬剤部長のうちから 1人	(7) 副薬剤部長のうちから 1人
(8) 経営企画部副部長(経営戦略担当)	(8) 経営企画部副部長(経営戦略担当)
(9) 副看護部長(業務担当)	(9) 副看護部長(業務担当)
(10) 専任リスクマネジャーのうちから 1人	(10) 専任リスクマネジャーのうちから 1人

- (11) 看護師長又は副看護師長のうちから 若干人
- (12) 輸血専任看護師
- (13) 診療技術部臨床工学技術部門長
- (14) 経営企画課長
- (15) 医事課長

(略)

附則

この規程は、令和6年10月10日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い,所要の改正を行うもので ある。

- (11) 看護師長又は副看護師長のうちから 若干人
- (12) 輸血専任看護師
- (13) 診療技術部臨床工学技術部門長
- (14) 経営企画課長
- (15) 医療支援課長

(略)